

第 17 章

WTO の紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的な対応策を示すことを目的としており、WTO 紛争解決手続の活用を、問題の解決手段として特に重視している。これは WTO の紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。

WTO 協定の下では、紛争解決手続に係る規律として、「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」が設けられるとともに、サービス協定第 22 条・第 23 条等をはじめとする各協定におけ

る特別又は追加的な手続に関する条項、更に上級委員会手続規則等が策定されており、紛争解決のためのメカニズムを提供している。WTO 紛争解決手続には、あっせん、調停、仲介、仲裁といった手続も備えられているが、その中心は、GATT 第 22 条及び第 23 条に基づく「協議」及び「小委員会(パネル)手続」と、それに関連する一連の手続である。

本節においては、まず DSU に規定されている「協議」及び「小委員会(パネル)手続」をはじめとした一連の紛争解決手続を概観した後、現在、WTO ドーハ・ラウンドで行われている DSU 改正交渉を紹介し、最後に我が国が関与する紛争案件を見ることとする。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 第 1 条 1 は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

- ① 本了解の附属書 1 に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争
- ② WTO 設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決
上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。

- ・世界貿易機関を設立する協定
- ・関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)
- ・農業に関する協定
- ・衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS)
- ・貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)

- ・貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs)
- ・1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定(アンチ・ダンピング協定)
- ・補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)
- ・セーフガードに関する協定 (SG)
- ・サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)
- ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)
- ・政府調達に関する協定 (GPA)

(2) 協議

従来から GATT は、二国間協議を非常に重視してきており、二国間協議によって紛争が解決した事例も多い。GATT には GATT 第 8 条第 2 項(輸出

入に関する手数料及び手続につき他国から要請を受けたときは、自国の法令の実施につき検討しなくてはならない旨規定)、「制限的商慣習に関する協議についての1960年GATT決定」(国際貿易における競争を制限する商慣習につき他国から協議要請を受けたときは、誠実な考慮を払い、協議のための適切な機会を与えなくてはならない旨規定)等全く独自の手続も存在するものの、パネル手続に先立つ、より「正式」な協議を規定する中心的条項としては、GATT第22条第1項及び第23条第1項が挙げられる。

① GATT 第22条協議及び同第23条協議

両規定の違いとして、前者のGATT第22条に基づく協議においては、協定の運用に関するものであればいかなる問題についても申立てを行うことができる一方、後者のGATT第23条に基づく協議では、以下のとおり、協議の対象とできる措置に一定の制限が課されている点が挙げられる。すなわち、加盟国は、

- 「(a) 他の加盟国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果として、
- (b) 他の加盟国がこの協定の規定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として
- (c) 又はその他の何らかの状態が存在する結果として、

この協定に基づいて直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認めるとき」は、当該他の加盟国に協議を申立てることができる旨規定されており、「協定上の利益の無効化・侵害」に関する紛争案件がその対象となる。また、2種類の協議におけるその他の相違点として、第三国参加が22条協議にしか認められないことが挙げられる。同様の区別はサービス協定第22条と第23条との間においても見られる。

② DSU 第4条協議

WTOの下における紛争解決手続を定めたDSU

は、GATT第22条及び第23条に定められた従来のGATTの紛争手続の基本原則を踏襲することを定めている(DSU第3条1項)。協議手続に関してもDSU第4条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている。

DSU上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTOの紛争解決機関(DSB: Dispute Settlement Body)等に通報を行うことで成立する(DSU第4条4)。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後10日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後30日以内に誠実に協議を始めなければならない(DSU第4条3)。

協議要請文書は当事国以外のWTO加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有する国は、第三国として参加を要請することができる。なお、被申立国は、第三国参加要請国に「実質的な貿易上の利害関係」がないことを理由に第三国参加要請を拒否することができることとされている(DSU第4条11)。

(3) 小委員会 (パネル) 手続

① パネル設置

協議により満足すべき調整が行われなかった場合、GATT第23条第2項は、加盟国に対し前述のような「協定上の利益の無効化・侵害」に係る申立て事由につき紛争解決機関(DSB: Dispute Settlement Body、旧GATTの下では「締約国団」)に付託することを認めている。

旧GATTの下では、紛争案件が締約国団へ付託されると、紛争当事国及び中立国によって構成される「作業部会」に案件が移されることもあった。「作業部会」は、当事国の主張を整理し議論をするが、法的判断を下すことまでは求められず、一種の交渉

の場として機能し、紛争解決が図られていた。しかしそのときにも、政府・団体の代表としてではなく個人の資格で職務を遂行するパネリストによって構成され、当該紛争について主に法的観点から判断を下す「小委員会（パネル）」方式も存在し、その後は「小委員会方式」が定着した。また、WTO紛争解決手続では二審制が導入され、上級委員会が設置された。なお、GATTの規定上は、第23条第2項に基づきパネル設置をするために、第23条第1項に基づいて協議を経る必要があるが、慣行上は、第22条協議を行えば、第23条協議を経ずにパネルが設置できるとされてきた。

WTO紛争解決手続においては、GATT第22条協議とGATT第23条協議を区別せず、被申立国が協議要請を受領した日の後60日以内に協議によって紛争が解決しなかった場合には、申立国はDSBに対し、文書でパネル設置を要請できる（DSU第4条7）。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記し、更に被申立国のどのような措置が協定に非整合的であるか等を記載する必要がある（DSU第6条2）。

DSBの意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置（第6条1）、小委員会及び上級委員会の報告の採択（第16条4、第17条14）、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認（第22条6）に関しては、DSBの会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。DSBが小委員会を設置することについて限って述べれば、DSU第6条2に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において小委員会を設置する」と規定されている。

なお被申立国は、パネル設置の承認に対して1回だけ拒否権を行使できることとなっており（DSU第6条1）、ほとんどの場合、第1回目のパネル設

置要請においてはパネル設置に同意しない。このため、大半の場合、当該案件が議題として登録された2回目のDSB会合においてパネル設置が認められ、パネルが設置されることとなる。なお、パネル設置が承認される場ないし、パネル設置後10日以内に、当該案件に利害関係を有する等の理由から第三国参加を希望する加盟国はその意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後はパネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は通常WTO事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる（DSU第8条6）。一般的には、WTO事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。

その後、事務局は、6名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いてパネリストを務めることはできないとされている（DSU第8条3）。

両当事国は、「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」（DSU第8条7）とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。なお、パネル設置20日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU第8条7）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から3週間ないし6週間を経て、

申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2週間ないし3週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書三の12）。意見書の構成について DSU において特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の5つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」（DSU 附属書Ⅲの3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国や EU は自国の意見書の多くを公開しているほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常2回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他の WTO における会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3日間開催される。

第1回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後1～2週間後に開催される（DSU 附属書Ⅲの12）。第1回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、紛争当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第2回パネル会合は、第1回パネル会合開催後、通常2か月から3か月後に開催される。第2回パネ

ル会合では、主に第1回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第1回パネル会合と異なり、第2回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書も入手することもできない。

⑤中間報告書

第2回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書（秘密扱い）が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSU において、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として6か月を超えない」とされている（DSU 第12条8）。なお、パネルが6か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の見込みとともに遅延の理由を書面により DSB に通報する（DSU 第12条9）。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が6か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され（秘密扱い）、その後 WTO 公用語（英語、フランス語、スペイン語）への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論は DSB において「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束

力を持つ「勧告及び決定」(recommendation and rulings)となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から21日目以降60日目までに行われる(DSU第16条1及び第16条4)。

(4) 上訴(上級委員会による検討)

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる(DSU第17条4)。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO全加盟国を代表し得る常任の7人の委員で構成されている委員会で、案件ごとに3人の上級委員が担当する。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる(DSU第17条2)。

上訴通知(Notice of Appeal)は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要がある、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うことを義務づけていることから、上訴も同60日以内に行うこととなる(DSU第16条4)。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され(DSU第17条6)、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。…しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の要件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある(EC-ホルモンケース(DS26))。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合(口頭聴聞)、の3

つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日から7日以内、②被上訴国、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から25日以内、③上級委員会会合(口頭聴聞)は上訴通知日から35～45日以内となっている(上級委員会検討手続(WT/AB/WP/5)パラグラフ21、22、24、27)。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている(DSU第17条4)。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合は、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、再度紛争当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する(DSU第17条5)。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

(5) 報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSBによって採択されることにより正式なものとなる。パネル報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後20日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」(DSU第16条1)とされている一方、「加盟国への送付の後60日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている(DSU第16条4)。上級委員会報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国への送付の後30日以内に採択する」とされており(DSU第17条14)、パネル報告書とともにDSB会合で採択され、DSBの勧告及び決定となる。

(6) 勧告の実施

DSU において、被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から 30 日以内に開催される DSB 会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている。被申立国が報告書における勧告を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」(A Reasonable Period of Time、RPT) が与えられることとなっている。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から 90 日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、DSU において、報告書採択から原則 15 か月を超えるべきではないとされている (DSU 第 21 条 3)。なお、DSB は、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につき DSB 会合で定期的に報告を提出する (DSU 第 21 条 6)。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するにとどまり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やその WTO 協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSU は「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている (DSU 第 21 条 5)。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から 90 日以内に報告を出すこととされている。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常 1 回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の

有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU 上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止 (対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSB の承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国は DSB に対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止 (対抗措置) を申請することができる (DSU 第 22 条 2)。

但し、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野 (セクター) と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている (DSU 第 22 条)。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないとする場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている (DSU 第 22 条 3 (b))。更に、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停止できない、あるいは効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる (DSU 第 22 条 3 (c))。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知財について規定している TRIPS 協定違反の措置に対抗して、GATT に係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO 紛争解決手続における特徴の 1 つとされており、WTO 協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることと

なったことに伴って導入されたものである（ただし、その特則として政府調達協定 22 条 7 項は「クロス・リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている。）。

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる（DSU 第 22 条 6）。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSB においてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる（DSU 第 22 条 7）。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTO の紛争処理の実効性は、GATT 時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委の負担の増大や、DSU の手続面の不備など、DSU 制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのが DSU の改善と明確化に関する交渉（DSU 改正交渉）である。

DSU 改正交渉は、1994 年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997 年より DSU の条文改正を目指し、紛争解決機関（DSB）特別会合において交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会議の直前である 2001 年 10 月には、日本、カナダ等の 14 か国から、①シーケンス（履行確認パネルと譲許停止（対抗措置）の順序）の明確化、②諸種紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等を内容とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このような DSU 改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング（一括受諾）の枠外としてではあるものの、DSU 改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は 2003 年 5 月に設定された（ドーハ閣僚宣言パラグラフ 30）。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である 2003 年 5 月までに交渉はまとまらず、2004 年 7 月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU 改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした 7 か国による①シー

ケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（香港閣僚宣言パラグラフ 34）。

現在、現行 DSU は比較的良く機能しており、改正は必要最小限のものにとどめるべきとの基本認識に基づいて、本交渉の参加国の間で議論が継続されている。例えば、現在議論されている各国の提案には、我が国と EU による「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）」に関する共同提案、米国による「紛争解決手続の透明性の確保」（パネル審理や意見書の公開）、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等 7 か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。なお上述のとおり、本交渉はドーハ・ラウンドにおけるシングルアンダーテイキングの枠外とされているものの、インド、ブラジルを除く交渉主要国の大半は、ドーハ・ラウンドと同じタイミングで交渉を妥結させることを志向している。

参 考

DSU 改正交渉の状況

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解 (DSU) の見直しは、1997 年からドーハ・ラウンドとは別の交渉マンデートに基づき開始されたものであるが、現在はラウンド交渉と歩調を合わせつつ、紛争解決機関 (DSB) 特別会合において行われている。

本交渉は、1994 年のウルグアイ・ラウンド交渉終結時に採択されたマラケシュ閣僚会議における決定により、1998 年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998 年 12 月の一般理事会の決定により 1999 年 7 月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000 年の一般理事会に DSU 改正共同提案が提出されたが、主要国である米国や EU は共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。更に、2001 年のドーハ閣僚会議の直前、我が国、カナダ、ノルウェー等 14 か国が、シークエンス (手続上の順序付け) の明確化 (「紛争の敗訴国が紛争解決機関 (DSB) の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること) や時間的枠組みの短縮 (協議期間等の短縮) 等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、2001 年 11 月の閣僚宣言パラグラフ 30 において、DSU の「改善と明確化」につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として 2003 年 5 月に設定すること等につき決定したに止まった。

第 4 回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002 年 4 月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003 年に入ってから具体的な改正条文ベースでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、期限である 2003 年 5 月までに交渉はまとまらず、2003 年 9 月のカンクン閣僚会議におい

て交渉期間の 1 年延長を決定。2004 年 5 月、カナダ、ノルウェーを中心とした 7 か国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点 (シークエンス、ポストリタリエーション (対抗措置の解除手続) 等) に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開したものの、期限には交渉は決着せず、7 月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

上記一般理事会以降、上記 7 か国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化、2005 年にはラウンドの動きに合わせて、12 月の香港閣僚会議までに 2004 年以降各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われた。しかし、2005 年 9 月に交渉議長が本国に帰国 (議長職は継続) するなどして作業が停滞した結果、2005 年 12 月の香港閣僚会議までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言パラグラフ 34 においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された。

2. 現在の概況

2006 年は、7 月のラウンド交渉中断の影響を受け、本交渉も作業が停止していたが、12 月以降は関係主要国による少数会合が再開され、2007 年に入ってから DSB 特別会合における作業も再開され、2008 年 7 月には、本改正交渉の進捗状況及び本交渉議長の責任でとりまとめられた改正テキスト案が貿易交渉委員会に対して提示された。このテキストは、それまでの交渉における議論の進展を踏まえた内容となっており、本改正交渉における以後の作業の基盤となるものと評価され、2010 年 5 月までに議長テキストをベースとしてすべての交渉項目について議論を一巡した。論点毎に議論の成熟、収斂の度合いが異なっているため、2010 年 5 月以降は、論点毎に少数国会合を開催するなど新たな交渉

フォーマットを導入して効率的な議論が行われた。2011年4月には、議長による概括的な現状報告として、2008年7月の議長テキスト及び2010年5月以降の交渉会合の要約が添付された議長文書が公表され、多くの交渉項目について一定の進展があったことが報告されている。他方、同文書では合意に達するには今後さらなる作業が必要であるとも指摘された。2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、議長から、①紛争解決手続の重要性、②交渉の現状、③交渉妥結推進の方向性を確認する報告が行われ、交渉の迅速な成果に向けて議論を進めることとなった。その後も引き続き、交渉会合、さらには議長による各加盟国との協議が断続的に行われ、各交渉項目に関する議論が現在も継続している。

本交渉に関する主要国の立場は、以下のとおりである。

(1) 米国

加盟国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年12月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続（最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には規定有り。）の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告の拘束力を弱めるような手続を提案。その後、2005年6月及び10月にも、上記2003年提案を踏まえた「透明性」及び「当事国コントロール」に関する提案を行った。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記我が国等の14か国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入（上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直しさせる制度）等を提案。その他にも、対抗措置

を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項（対抗措置品目の入れ替え）の禁止等を提案した。また2005年に入ってから「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シークエンス」について我が国と共同提案を行った。

(3) G7（アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー）

2004年5月に上記した共同提案を提出して以来、日米EUに対抗する形で連携を強化。2005年2月には、差し戻しや第三国参加国の権利の拡大等に関する共同提案を提出。

(4) 開発途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行力の強化提案（集団的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案）など過度な開発途上国配慮を求めるものまで多岐にわたる。2006年6月にはインド、キューバ及びマレーシアが開発途上国への特別かつ異なる待遇に関する提案を行った。

(5) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点でEUと方向性が一致しており、2005年には「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シークエンス」に関する提案を共同で提出するなど協力を強化している。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧 GATT 時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的良好に利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960 年代には少なかったが、1970 年代後半から急増している。その後 1995

年 1 月の WTO 発足以来、WTO の紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。1995 年の WTO 発足から 2015 年 12 月末まで、WTO 紛争解決手続の下で 488 件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表 17－3 参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

（1）我が国が申立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法 301 条に基づく一方的措置（自動車 100% 関税賦課等、DS6）	1995.5	—	—	二国間合意により終了（1995.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55） （DS64）	1996.10	1997.6	1998.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題（DS95）	1997.7	1998.10	—	パネル消滅（2000.2）（米国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置（DS139）	1998.7	1999.2	2000.6 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の 1916 年アンチ・ダンピング法（DS162）	1999.2	1999.7	2000.9 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS184）	1999.11	2000.3	2001.8 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認 （履行期間を徒過しても未だ一部について履行が実施されていない）
米国 1930 年関税法改正条項（バード修正条項、DS217）	2000.12	2001.9	2003.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認 （履行期間を徒過しても履行が実施されていない）
米国サンセット条項（DS244）	2002.1	2002.5	2004.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認されず

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS249)	2002.3	2002.6	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322)	2004.11	2005.2	2007.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008.4	2009.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
EUのIT製品の関税上の取扱い (DS376)	2008.5	2008.9	2010.8 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置 (DS412)	2010.9	2011.7	2013.5 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	2012.3	2012.7	2014.8 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012.8	2013.1	2015.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置 (DS454)	2012.12	2013.5	—	パネル審理中
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013.7	—	—	協議中断 (2014年1月、措置是正)
ウクライナ自動車セーフガード措置 (DS468)	2013.10	2014.3	—	パネル審理中

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

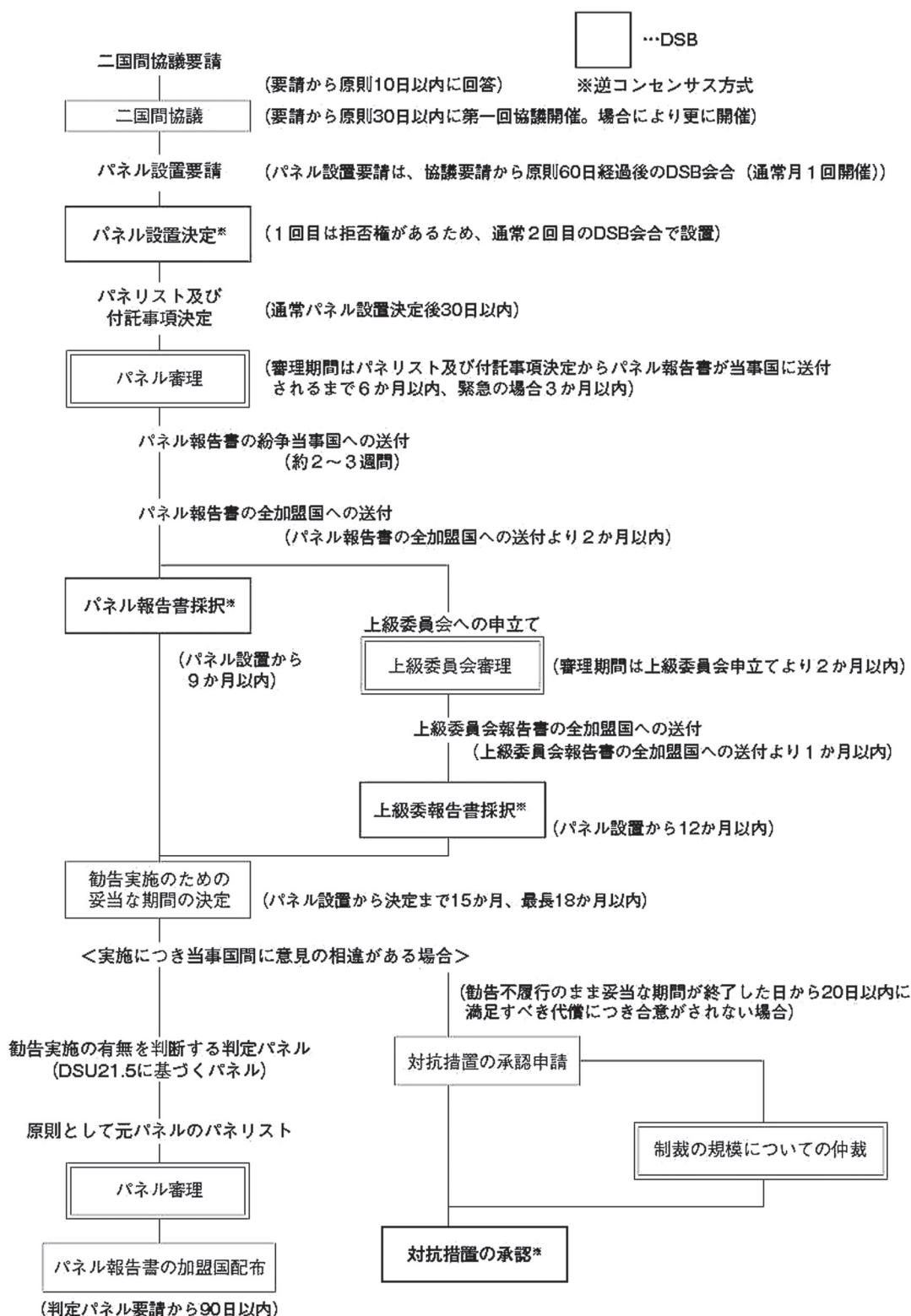
案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差 (DS8, 10, 11)	EU、米、加	1995.6	1996.11 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
移動電話 (DS15)	EU	1995.8	—	二 国 間 合 意 に よ り 終 了 (1995.9)
著作隣接権 (DS28, 42)	米国、EU	1996.2	—	二 国 間 合 意 に よ り 終 了 (1997.1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS44)	米国	1996.6	1998.4 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置(大店法等、DS45)	米国	1996.6	—	協議段階で実質的には終了
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997.1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強システム調達 (DS73)	EU	1997.3	—	二 国 間 合 意 に よ り 終 了 (1997.7)
リンゴ等農産品に係る輸入検疫 (DS76)	米国	1997.4	1999.3 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金 (DS147)	EU	1998.10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措置 (DS245)	米国	2002.3	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004.12	2006.2.6 (案件の経緯のみ記載したパネル報告書を採択)	二 国 間 合 意 に よ り 終 了
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006.3	2008.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張が一部容認されず
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008.9 (履行確認パネル設置)	—	パネル手続停止期間が12か月を超えたため、パネル消滅 (2010.3)

(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件（実質的に終了した案件を除く）

案 件 名	申立国	審理段階
●EUの大型民間航空機の取引に関連する措置（DS316）	米国	履行確認パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立）（DS353）	EU	履行確認パネル
●米国の中国産品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置（DS379）	中国	履行確認中
●米国のマグロ及びマグロ製品の輸入、販売等に関する措置（DS381）	メキシコ	履行確認パネル
●米国の原産地国表示要求（DS384, 386）	カナダ	履行確認パネル
●ECの中国産ファスナーに対するアンチ・ダンピング措置（DS397）	メキシコ	
●ECのアザラシ製品の販売禁止措置（DS400,401）	中国	履行確認パネル
	カナダ	履行期間中
●中国の方向性電磁鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS414）	ノルウェー	
●中国の鶏肉製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置（DS427）	米国	履行確認パネル
●米国のベトナムからの冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置（DS429）	米国	履行確認中
●インドの農作物の輸入に関する措置（DS430）	ベトナム	上級委員会
●中国のレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置（DS431, 432）	米国	パネル
●オーストラリアのタバコ製品の包装に関する規制（DS434, 435, 441, 458, 467）	米国、EU	履行期間中
	ウクライナ	パネル
	ホンジュラス	
	ドミニカ共和国	
	キューバ	
	インドネシア	
●米国の中国からの太陽光パネル等に対する相殺関税措置（DS437）	中国	上級委員会
●米国の中国に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置（DS449）	中国	履行期間中
●中国の自動車及び自動車部品産業に関する措置（DS450）	米国	二国間協議
●EU及び加盟国の再生可能エネルギー分野に関する措置（DS452）	中国	二国間協議
●インドネシアによる園芸作物、動物等の輸入制限措置（DS455）	米国	パネル
●インドの太陽光電池及び太陽電池モジュールに関する措置（DS456）	米国	パネル
●中国のEU産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置（DS460）	EU	パネル
●ロシアの自動車廃車税（DS462）	EU	パネル
●米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置（DS464）	韓国	パネル
●米国の中国に対するアンチ・ダンピング手続における調査手法及び適用（DS471）	中国	パネル
●ブラジルの課税及び課徴金に関する措置（DS472）	EU	パネル
●ロシアのEU産豚、豚肉及び豚肉製品に関する措置（DS475）	EU	パネル
●ロシアのドイツ及びイタリア産小型商用車に対するアンチ・ダンピング措置（DS479）	EU	パネル

(2015年1月現在)

＜図表Ⅱ - 17 - 1＞ DSU における紛争解決手続の流れ



＜図表Ⅱ - 17 - 2＞ WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州—鮭 (DS18: カナダ)	総額年間4,500万加ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26: 米国)	総額年間2億200万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億1680万米ドルの対抗措置が承認。	アメリカは1999年7月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48 (26と合併): カナダ)	総額年間7,500万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間1,130万加ドルの対抗措置が承認。	カナダは1999年8月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27: 米国)	総額年間5億2,000万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億9,140万米ドルの対抗措置が承認。	米国は1999年4月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。2001年4月に米・EUが本紛争解決の手段について合意したことをうけ、同年7月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27: エクアドル)	総額年間4億5,000万米ドルの対抗措置を申請。 (GATS、TRIPSの一部義務停止)	エクアドルに総額年間2億160万米ドルの対抗措置が承認。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46: カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間7億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間3億4,420万加ドルの対抗措置が承認。	未発動
カナダ—乳製品機 (DS103: 米国)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
カナダ—乳製品機 (DS113(103と合併): NZ)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—FSC (DS108: EC)	総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	ECに総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置が承認。	ECは2004年3月から2005年1月にかけて

第Ⅱ部 WTO 協定と主要ケース

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
	義務の適用を停止し、追加税を賦課)		て、アメリカからの輸入品に対して段階的関税引き上げを実施。 2004年10月、米国はFSC税制を廃止
米国—1916AD法 (DS136：EC)	mirror act制定	裁判所の最終判決又は和解に基づきEC企業が支払う累積金額。	未発動 (2004年12月、米国は1916年AD法を廃止)
米国—1916AD法 (DS162：日本)	mirror act制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま1916AD法廃止)	—
米国—著作権法 110条 (DS160：EC)	総額年間122万ユーロの対抗措置を申請。 (TRIPS協定に基づく義務を停止し、国境における特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—バード修正 条項 (DS217：日本、 ブラジル、EC、イ ンド、韓国)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の譲許又は義務の停止。(①自国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金。②上記分配金のうち、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	ECは2005年5月に、我が国は2005年9月に、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。 韓国、インド、ブラジル、は未発動。
米国—バード修正 条項 (DS217：チリ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の譲許又は義務の停止。(各年の米国内企業への分配金のうち、チリの輸出に由来する金額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	未発動
米国—バード修正 条項 (DS234：カナダ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の追加関税、GATT第6条、補助金協定上の義務の一部停止。(①自国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金。②上記分配金のうち、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	カナダは2005年5月に、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。
米国—バード修正 条項 (DS234：メキシ コ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の物品分野に関する義務の停止。(①自国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金。②上記分配金のうち、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟国の産品	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	メキシコは2005年8月に、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。2006年には9月から10月

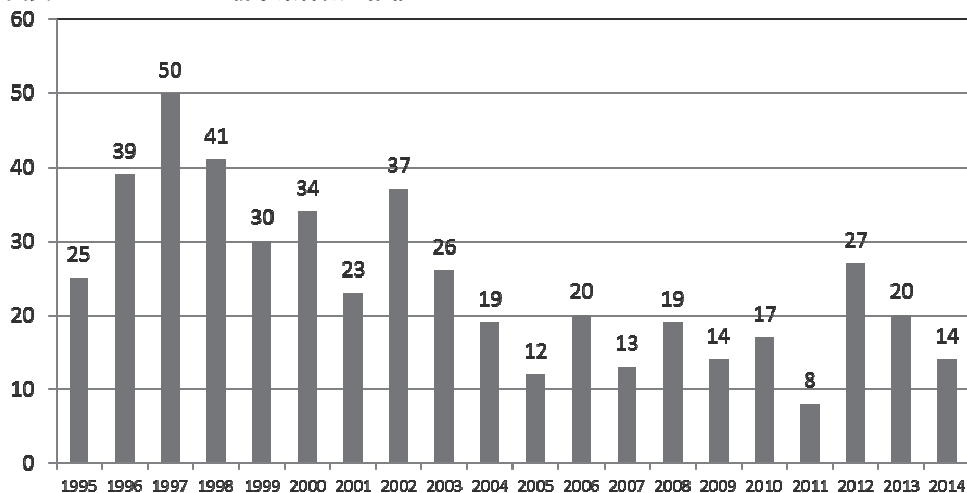
案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
	に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金を比例分割した額の合計額)		未までの期間限定で、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。
カナダ—航空機2 (DS222: ブラジル)	①GATT第6条の一部義務停止 ②輸入許可手続上の一部義務停止 ③追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による30億4,420万米ドルの対抗措置を申請。	ブラジルに2億4,780万米ドルの対抗措置が承認。	未発動
日本—りんご (DS245: 米国)	①追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止上記による1億4,340万米ドルの対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材IV (DS257: カナダ)	総額年間2億加ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(過剰徴税額))	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材V (DS264: カナダ)	総額年間4億加ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(ゼロイング過剰徴税額相当))	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—綿花 (DS267: ブラジル)	①総額年間10億3,700万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③GATS保護制限	ブラジルに総額年間2億9,500万米ドル (ただし、額は毎年変動) の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとることができる対抗措置の規模が、同年のブラジルにおける米国からの総輸入量に基づき計算される基準額を超える場合、超過額の範囲で、TRIPS協定及びGATS上の義務を停止することも可能。	未発動 (合意したプログラム実施中には対抗措置を発動しないことで二国間合意)
米国—OCTG (DS268: アルゼンチン)	総額年間4,400万米ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置のサンセット・レビューにより措置継続について否定的な決定をしたため)	—
米国—軟材VI (DS277: カナダ)	総額年間42億5,000万加ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

第Ⅱ部 WTO 協定と主要ケース

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
	務の適用を停止し、追加税を賦課)	立)	
米国—越境賭博 (DS285：アンティグア・バーブーダ)	①GATS保護制限 ②知的財産権保護制限 上記による総額年間34億4,300万米ドルの対抗措置を申請。	総額年間2,100万米ドルを超えない範囲で、TRIPS協定に基づく義務の停止による対抗措置が承認。	未発動
EC—遺伝子組み換え (DS291：米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、ECの措置による米国の年間逸失利益相当額)	仲裁裁判は中断。	—
米国—ゼロイング (DS322：日本)	総額年間2億4,850万米ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年8月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
米国—ゼロイング (DS294：EU)	総額年間約3億1,000万米ドルの追加関税付加(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了。(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年6月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
EU—大型民間航空機 (DS316：米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約70億から100億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	
米国—大型民間航空機(二次申立) (DS353：EU)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SCM協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約12億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国－クロープ入りたばこ (DS406：インドネシア)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②TBT協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	

＜図表Ⅱ - 17 - 3＞ 紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

＜図表Ⅱ - 17 - 4＞ 我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	第22条1項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	第22条1項 第23条1項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982.11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	暹	第22条1項	1981. 3	1981. 3 1981.11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	第23条1項	1982.12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	第23条1項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD税の濫用)	韓国	ADコード 第15条2項	1991. 9	1991.10 1992. 5	米国が1991年10月パネル提訴 1993年4月パネル採択

第Ⅱ部 WTO 協定と主要ケース

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
支払済AD税のコスト算入（AD税の濫用）	EC	ADコード 第15条2項	1992. 4	1992.10 1993. 4	新AD協定において当該問題に関する規定が明確化
米国写真フィルム・印画紙市場	米国	制限的商慣習に関する協議についての1960年決定	1996.10		1996年6月米側から右決定に基づく協議要請を受けたところ。これまでのところ、日米双方の申立てについて協議は実施されていない。

※ パネルに移行した案件については下記（2）を参照

（2）パネル

事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関する裁定（Zenith事件）	米国	協議を経ずに作業部会設置	1977. 5 （作業部会）	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制（AD税の濫用）	EC	第23条2項	1988.10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット（AD税の濫用）	EC	ADコード 第15条5項	1992.10	1995. 4	採択されず	

<図表Ⅱ - 17 - 5> 我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 （上級委報告採択）	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限（23条）	ウルグアイ	1962. 2	1962.11	先進15か国が一次産品に課している制限のうち一部についてGATT違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979.11	1980.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT第11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制限	米国	1986.10	1988. 2	国家貿易にもGATT第11条の適用を認め、同条違反を認定。

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	EC	1987. 2	1987.11	酒税制度のGATT第3条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング措置等	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT第11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT第11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。

